

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
施行規則

公布年月日・番号 平成 13 年 3 月 9 日・東京都規則第 34 号

## 1 概要

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるため、東京都公害防止条例施行規則（昭和 45 年東京都規則第 17 号。以下「現行規則」という。）の全部を改正する。

主要な項目は、次のとおりである。

- (1) 事業活動における環境への負荷の低減（第 3 条から第 5 条まで）
  - ア 温室効果ガスについて、メタン等の 5 物質
  - イ 地球温暖化対策計画書について、対象事業所の規模として年間の燃料使用量が原油換算で 1,500 キロリットル以上又は電気使用量が 600 キロワット時
  - ウ 地球温暖化対策計画書について、計画期間として原則として 3 年間、計画の公表期間として計画期間の終了日まで
- (2) フロオロカーボンの管理（第 6 条から第 8 条まで）
  - ア フロオロカーボンの種類（特定物質）について、トリクロロフルオロメタン等の 12 物質、再利用できる物質としてクロロジフルオロエタン等の 7 物質
  - イ 回収等の対象機器（特定機器）について、冷凍機等の 5 装置
- (3) 建築物にかかる環境配慮の措置（第 9 条から第 13 条まで）

- ア 特定建築物の規模について、建築物の延面積が1万平方メートル
- イ 建築物環境計画書の提出時期について、計画書は建築基準法の建築確認申請の30日前、変更届等は工事に着手する30日前、完了届は工事完了後15日以内
- ウ 公表方法について、環境局における閲覧等

(4) 地域冷暖房計画（第14条及び第15条）

指定区域の規模及び加入努力義務に係る熱源機器の規模は、現行規則と同等規定

(5) 自動車対策（第16条から第21条まで）

- ア 自動車環境管理計画書について、対象事業所の規模として自動車30台
- イ 低公害車の導入義務について、対象事業所の規模として自動車200台
- ウ アイドリング・ストップについて、適用を除外する場合として、道路交通法の規定により自動車等を停止しなければならない場合等
- エ アイドリング・ストップの周知義務に係る駐車場の規模として駐車台数20台
- オ 燃料規制の対象燃料について、重油及び重油を混和した燃料

(6) 工場公害対策（第22条から第50条まで）

- ア 工場及び指定作業場に適用する構造基準等について、有害ガス取扱施設に係る構造基準（別表）、炭化水素系物質貯蔵施設に係る蒸発防止設備基準（別表）、有害物質取扱作業污水に係る基準（別表）、有害物質取扱施設の地下浸透防止に係る基準（別表）、地下水揚水施設に係る構造基準（別表）及び揚水量の基準、ばい煙濃度及び水質の測定

- イ 工場の設置認可手数料について、条例に規定する額の範囲内の額
- ウ 公害防止管理者について、公害防止管理者の種類として1種及び2種の公害防止管理者
- エ 工場及び指定作業場に適用する燃料基準、集じん装置、粉じん発生施設の構造基準及び届出関係管理規定は、現行規則と同等規定

(7) 化学物質の適正管理（第51条及び第52条）

- ア 使用量等の報告の対象事業所の規模について、化学物質を年間100キログラム以上使用する工場
- イ 適正管理化学物質について、アクロレイン等の57物質（別表）
- ウ 化学物質管理方法書の提出の対象事業所の規模について、従業員21人以上を雇用する工場

(8) 土壌及び地下水の汚染の防止（第53条から第58条まで）

- ア 汚染処理計画等について、汚染処理計画書等の記載事項、汚染状況の調査事項として有害物質取扱事業所の設置状況等
- イ 汚染土壌に係る処理基準について、カドミウム等24物質に係る基準（別表）
- ウ 土地の改変時の汚染土壌の処理について、対象規模として3千平方メートル、対象の土地の造成行為として土地の切り盛り等

(9) 建設工事等（第59条から第61条まで）

- ア 建設工事等について、汚水の基準として外観等4項目（別表）
- イ 石綿含有建築物解体工事等については、現行規則と同等の規定

(10) 特定行為の制限（第62条から第71条まで）

- ア 廃棄物等の焼却行為の制限について、使用可能な小規模の焼却施設
- イ 小規模燃焼機器について、窒素酸化物の排出量の少ない装置として蒸気ボイラー等の7種類（別表）
- ウ 小型船舶からのし尿の適正処理について、対象水域として東京都立お台場海浜公園に属する水域、小型船舶に設置すべき装置としてし尿回収装置等
- エ 拡声器及び音響機器の使用制限は、現行規則と同等規定
- オ 深夜営業の制限について、制限の特例として大晦日その他地域習慣となっている行事に伴う飲食店営業等の5項目、規制区域として第一種住居専用地域等
- カ 地下水揚水施設の構造基準及び揚水量の制限について、構造基準として都内を4地域区分して揚水機のストレーナの位置と揚水機出力（別表）、揚水量基準として1日当たり最大20立方メートル等

(11) 地下水の保全（第72条から第74条まで）

- ア 雨水浸透を推進するための措置及び地下水の揚水量の減少勧告について、対象規模として揚水機の出力が300ワット
- イ 地下水保全地域について、指定要件として地下水位の低下により地盤沈下が生じ、又は生じるおそれのある地域等

(12) 緊急時の措置（第75条から第79条まで）

- ア 大気汚染緊急時の措置は、現行規定と同等規定
- イ 水質汚濁緊急時の措置について、注意報等の対象水域として江戸川水域等の4水域

(13) 雑則及び様式（第80条から第83条まで）

- ア 処分を受けた者の知事への意見の申し出について、条例の規定による行政処分

イ 様式類について 39 様式（別記様式）

(14) 附則

ア 施行日（2 のとおり）

イ 東京都公害防止条例の一部を改正する条例附則第 3 項に規定する届出に関する規則（平成 3 年東京都規則第 353 号）を廃止する。

ウ 経過措置及び既設届

**2 施行期日**

条例の規定の施行の日に応じ、次のとおりとする。

ア イからエまで以外 平成 13 年 4 月 1 日

イ 化学物質の適正管理並びに土壌及び地下水の汚染対策の関係規定（第 51 条から第 58 条まで） 平成 13 年 10 月 1 日

ウ フルオロカーボンの管理のうち、H F C の指定関係規定（第 6 条第 8 号から第 12 号まで） 平成 14 年 4 月 1 日

エ 建築物に係る環境配慮の措置（第 10 条から第 13 条まで）  
平成 14 年 6 月 1 日

**3 問い合わせ先**

環境局総務部企画調整課企画調整係

直通電話 03（5388）3426

都庁内線 42 - 151